事　務　連　絡
令和７年９月 29 日

各 ｛都道府県／指定都市／中核市／児童相談所設置市｝ 保育主管部局（課）　御中

こども家庭庁成育局保育政策課

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う留意事項について

子ども・子育て支援の推進につきましては、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号。以下「改正法」という。）については、本年４月 25 日に公布され、満三歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「新児童福祉法」という。）第６条の３第 10 項第３号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る部分については、改正法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日（令和８年４月１日。以下「第３号施行日」という。）から施行することとされているところです。

つきましては、下記のとおり、改正法の一部の施行による満三歳以上限定小規模保育事業の創設に向けて、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）において留意していただきたい事項をお示ししますので、その内容を十分御了知いただくとともに、都道府県におかれては、管内の指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村に対して遺漏なく周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第１　市町村が条例で定める基準に関する経過措置

１　市町村が条例で定める基準の改正の必要性

満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、各市町村においては、新児童福祉法第 34 条の 16 第１項の条例で定める基準に満三歳以上限定小規模保育事業に関する内容を含めるとともに、改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「新子ども・子育て支援法」という。）第 46 条第２項の条例で定める基準に満三歳以上限定小規模保育（新子ども・子育て支援法第７条第７項第２号に規定する満三歳以上限定小規模保育をいう。以下同じ。）に関する内容を含めることが必要であること。

２　経過措置の内容及び適用に当たっての留意事項

改正法附則第３条第４項及び第６条第３項では、次の経過措置を定めている。このため、第３号施行日から起算して１年を経過する日までの間については、１に記載の市町村が条例で定める基準の改正を要しないこと。

・　満三歳以上限定小規模保育事業に係る新児童福祉法第 34 条の 16 第２項の内閣府令で定める基準は、第３号施行日から起算して１年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第１項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第２項の条例で定められた基準とみなすこと。

・　満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第 46 条第３項の内閣府令で定める基準は、第３号施行日から起算して１年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育に係る同条第２項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育に係る同条第２項の条例で定められた基準とみなすこと。

なお、本経過措置の適用は条例で定める日までの間とされており、当該条例で定める日の取扱いについては、満三歳以上限定小規模保育事業及び満三歳以上限定小規模保育に関する内容を既存の条例に含める方法で対応する場合には、当該既存の条例の一部を改正する条例において特定日を定めることや、当該一部を改正する条例の施行の日の前日を条例で定める日として取り扱うことなどが考えられるところであり、満三歳以上限定小規模保育事業及び満三歳以上限定小規模保育に関して適用される基準を明確にするよう留意すること。

参考：満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う一部改正条例を令和九年四月一日に施行し、同日の前日を改正法附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日とする場合の条文例

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第三条第四項及び第六条第三項の条例で定める日）

第Ｎ条　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第三条第四項及び第六条第三項の条例で定める日は、令和九年三月三十一日とする。

第２　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の変更等

１　満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う都道府県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の変更

子ども・子育て支援事業計画（市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第１項に規定する市町村子ども･子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（同法第 62 条第１項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。）をいう。以下同じ。）においては、新子ど

も・子育て支援法第61条及び第62条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（令和７年内閣府告示第124号）による改正後の教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）に即して、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.３）」（令和７年９月 29 日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）を参考に、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う必要な変更を加えること。

その際、新子ども・子育て支援法第61条第２項第１号ロにおいては、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）として、「各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る法第 19 条第２号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数」を掲げているとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画において、新たに、新子ども・子育て支援法第61条第２項第１号ロの必要利用定員総数を定める必要があること。

２　代用計画

令和８年４月１日には、満三歳以上限定小規模保育事業の創設のほか、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）による子ども・子育て支援法の改正により、乳児等のための支援給付が創設されるため、都道府県及び市町村において準備を進めていただいているところである。

こうした状況も踏まえ、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う子ども・子育て支援事業計画の変更については、都道府県及び市町村における事務負担を鑑み、子ども・子育て支援事業計画を変更せず、これに代わる計画（以下「代用計画」という。）に必要な事項を盛り込み、今後、子ども・子育て支援事業計画を見直す場合に、代用計画の内容について、必要な見直しを行った上で、子ども・子育て支援事業計画に満三歳以上限定小規模保育事業に関する事項を盛り込むことを可能とすること。なお、代用計画に関する事項については、別途連絡する。

第３　その他

１　改正法のうち満三歳以上限定小規模保育事業の創設に関する部分の主な内容

改正法のうち満三歳以上限定小規模保育事業の創設に関する部分の主な内容については、「「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和７年４月25日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）の第２の一の３及び七を参照されたいこと。

２　政令、内閣府令等の整備

今後、満三歳以上限定小規模保育事業の創設に向けて、順次、政令、内閣府令等の整備を行うことを予定していること。

別添１　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件（令和７年内閣府告示第 124 号）

別添２　第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. ３）（令和７年９月 29 日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡別添）

別添３　「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）（令和７年４月 25 日付けこども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）

問合せ先
　こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
　E-mail：hoikuseisaku.hourei1@cfa.go.jp

参照条文

◆児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）（抄）

附　則

（満三歳以上限定小規模保育事業の認可に関する準備行為等）

第三条　第一条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法（以下「第三号施行日新児童福祉法」という。）第六条の三第十項第三号に掲げる事業（第四項において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）について第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

２　市町村長（特別区の区長を含む。附則第六条第二項において同じ。）は、前項の規定により認可の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項から第五項まで及び第三十四条の十六第二項の規定の例により、当該認可をすることができる。この場合において、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第三項及び第五項中「次条第一項の条例」とあるのは、「次条第二項の内閣府令」と読み替えるものとする。

３　前項の認可は、第三号施行日以後は、第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十五第二項の認可とみなす。

４　満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育事業に係る同条第一項の条例が制定された市町村（特別区を含む。附則第六条第三項において同じ。）にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育事業に係る第三号施行日新児童福祉法第三十四条の十六第一項の条例で定められた基準とみなす。

（満三歳以上限定小規模保育を行う特定地域型保育事業者の確認に関する準備行為等）

第六条　第八条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（以下「新子ども・子育て支援法」という。）第七条第七項第二号に規定する満三歳以上限定小規模保育（第三項において「満三歳以上限定小規模保育」という。）について新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認を受けようとする者は、第三号施行日前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

２　市町村長は、前項の規定により確認の申請があった場合には、第三号施行日前においても、新子ども・子育て支援法第四十三条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項の規定の例により、利用定員を定め、当該確認をすることができる。この場合において、当該確認は、第三号施行日以後は、新子ども・子育て支援法第二十九条第一項の確認とみなす。

３　満三歳以上限定小規模保育に係る新子ども・子育て支援法第四十六条第三項の内閣府令

で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例が制定された市町村にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、満三歳以上限定小規模保育に係る同条第二項の条例で定められた基準とみなす。

◆子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）【令和８年４月１日施行時点】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの次に掲げる事項

イ　各年度の当該教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数

ロ　各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数

ハ　各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第三号に掲げる小学校就学前子ども（事業所内保育の事業を行う事業所に係る第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもを除く。）の必要利用定員総数

ニ　その他各年度の当該教育・保育提供区域における教育・保育の量の見込み

ホ　各年度に当該教育・保育提供区域において実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

四　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

五　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

六　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

３　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に

掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四　地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

4　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。

10　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条　都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容

五　特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

六　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

七　前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二　教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。）の公表に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。